

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員が仕事と子育て・家族等護を両立することができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うことで、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2. 内容

目標1：年次有給休暇 年間5日の完全実施とさらなる取得の実施

《対策》

- ・令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
 - ・各年度 年次有給休暇 年間5日超の取得日数の実施
 - ・各年度 年次有給休暇取得状況報告
 - ・計画年次有給休暇取得日の設定

目標2：育児休業取得の奨励 女性対象職員…90%以上 男性対象職員…1人以上
介護休業取得の奨励 対象職員1人以上
育児休業制度、介護休業制度及び看護休業制度の周知

《対策》

- ・令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
 - ・育児休業制度、介護休業制度及び看護休業制度の周知を図るため、研修会の実施
 - ・家族等介護を実施している職員の把握

目標3：ノー残業デーの実施

《対策》

- ・令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
 - ・週に1日のノー残業デーを設定する。